

入札説明書（電子入札）

県央第一水道及び県央第二水道 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入に係る一般競争入札については、関係法令に基づくもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年2月17日
- 2 入札執行者 群馬県県央第一水道事務所長 長谷川 博文
- 3 契約担当所 〒370-3504
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411番地1
電 話 0279-54-8464
FAX 0279-54-2983
- 4 調達内容等
 - (1) 調達件名及び数量 県央第一水道及び県央第二水道 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入 年間購入予定数量 690,000kg（年間購入予定数量は、浄水の需要や天候等により変動することがある。）
 - (2) 調達物品の仕様等 仕様書のとおり
 - (3) 契約期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
 - (4) 納入場所 群馬県県央第一水道事務所（群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場411番地1）及び群馬県県央第二水道事務所（群馬県渋川市北橘町箱田821番地）
 - (5) 契約方法 単価契約
- 5 条件付き一般競争入札参加資格

この公告の条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この公告に係る入札参加資格確認通知を受けている者とする。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
 - (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項又は群馬県企業局財務規程（昭和39年群馬県企業管理規程第5号。以下「規程」という。）第132条の3第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
 - (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
 - (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

- (8) 資格者名簿において、営業品目に薬品があり、格付がA等級の者であること。
- (9) 当該調達物品について、仕様書記載の規格に適合した物品及び数量を指定する日時及び場所に確実に納入できる者であること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

6 入札参加形態

単体による参加

7 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された資料について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 申請書等の提出方法 ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) による。

イ 申請書等の提出期間 令和8年2月17日（火）午前9時から同年3月4日（水）午後4時まで

ウ 申請書等を提出した者には、ぐんま電子入札共同システムにより入札参加資格確認通知書を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。

- (2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認資料（様式第2号）

ウ 担当者届（様式第3号）

エ 仕様書2の（4）に記載する成績表等の写し。ただし、公告日以前に採取した試料でも構わない。

- (3) 入札参加資格確認結果は、令和8年3月11日（水）までに、ぐんま電子入札共同システムにより通知する。

- (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を取り消すとともに、ぐんま電子入札共同システムによりその旨通知する。

- (5) その他

ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 群馬県は、提出された申請書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限日以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

8 入札説明会

実施しない。

9 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書等に関する質問は、簡易な内容を除き、文書により提出するものとする。

ア 提出期間 令和8年2月17日（火）から同年2月26日（木）までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。（ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く）

イ 提出場所 上記3に同じ

ウ 提出方法 直接持参またはFAXにより提出すること。FAXによる場合は、電話連絡のうえ送信すること。

- (2) 上記により説明を求められた場合は、令和8年3月9日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答するとともに、上記3の提出場所において閲覧に供する。

10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札の参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、入札参加資格確認説明申請書（様式第6号）により説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年3月12日（木）から同月18日（水）までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。（ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く）

イ 提出場所 上記3に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参とする。

(2) 説明を求められたときは、令和8年3月23日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.1 入札書の記載

(1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、規則及び規程の規定を遵守すること。

(2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為はしないこと。

(3) ぐんま電子入札共同システムにより行い、入札書には、仕様書に示す年間購入予定数量に対して、年間購入予定数量の契約希望単価に従って計算した1年間の総価を記載すること。

(4) ぐんま電子入札共同システムへ入力する金額は、次により得た金額とすること。

ア 入札金額 ぐんま電子入札共同システムへ入力する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1kgあたり契約希望単価に110分の100を乗じた額（小数点以下第1位までとする。）に、年間購入予定数量を乗じて得た額とすること。

イ 契約単価 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合は、前記アの入札金額を年間購入予定数量で除した額（小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。）を契約単価とし、消費税及び地方消費税は代金支払い時に合わせて支払う。消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合は、前記アの入札金額を年間購入予定数量で除した額（小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。）に、100分の110を乗じて得た額を契約単価とする。

1.2 入札内訳書等の記載

(1) 入札に際し、入札書に記載される総価に対応した入札内訳書（様式第4号）を記載し、ぐんま電子入札共同システムにより提出する。ファイル形式はExcel又はPDFとする。

(2) 入札内訳書（様式第4号）に記載する単価は、小数点以下第1位までとすること。

1.3 入札及び開札

(1) 入札書及び入札内訳書等提出期間 令和8年3月16日（月）午前9時から同月23日（月）午後4時まで

(2) 入札内訳書開封日時 令和8年3月23日（月）午後4時10分

(3) 開札日時 令和8年3月24日（火）午前10時00分

(4) 入札の方法 ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。

なお、入札は1回目が不調の場合、2回目まで行われる。

(5) 入札執行者が、競争入札が公正に執行することができない状態であると認めたときは、当該入札を延期、又は中止することがある。

(6) 2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

1.4 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がない者が行った入札。

(2) 入札に係る不正行為を行った者による入札。

- (3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札。
- (4) 同一の代理人が行った複数の入札。
- (5) ICカードの不正使用により行った入札。
- (6) 入札内訳書（様式第4号）を提出しない者が行った入札。
- (7) 入札内訳書（様式第4号）における価格と入札金額が一致しないとき。
- (8) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき。
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき。
- (10) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 規則第169条及び規程第132条の9の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格となる総価をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。
- (3) 落札者が決定したときは、ぐんま電子入札共同システムにより通知するとともに入札結果を公表する。

16 最低制限価格

設定しない。

17 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約の相手方は、契約単価に年間購入予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付すること。ただし、規程第132条の16の規定に該当する場合は、免除する。

18 支払い条件

- (1) 落札者は、納入した物品を月ごとに集計し、翌月10日までに県に納品一覧表を提出、県の検査完了後にその代金の支払請求をするものとする。
消費税及び地方消費税額は、売買契約の際の数量(売買代金を請求する際の数量)に単価を乗じて得た金額に当該物品の引渡日における法令所定の税率を乗じた金額(円未満の端数は切捨て)とし、県は落札者から売買代金の請求を受けた際、併せて支払うものとする。
- (2) 県は、上記(1)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

19 契約 契約は、入札内訳書（様式第4号）に記載されている単価で行うものとする。

20 異議の申立て 入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書（案）等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

21 苦情の申立て 本契約における入札参加資格の確認その他手続きに不服がある者は、群馬県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

連絡先 群馬県政府調達苦情検討委員会事務局

群馬県会計局会計管理課総務・決算係

電話027-226-3811

22 契約条項等を示す場所 契約書（案）及び入札を定めている関係規則等については、次により閲覧できる。

- (1) 閲覧期間 令和8年2月17日（火）午前9時から同年3月4日（水）午後4時まで（ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。）
- (2) 閲覧場所 上記3に同じ。

23 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書及び契約書（案）を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 当所指定の契約書（案）により難い場合は、協議するものとする。
- (3) 入札参加資格確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和8年3月23日（月）午後4時までに入札辞退届（様式第5号）をぐんま電子入札共同システムにより提出すること。
- (4) 入札説明書等の配付資料は、本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (5) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、規則等関係法令の定めによる。
- (6) その他不明な点については、以下に問い合わせること。

群馬県県央第一水道事務所管理係

電 話 0 2 7 9 - 5 4 - 8 4 6 4

担 当 齋藤

- 2 4 契約の確定 この公告に係る契約は、令和8年度群馬県水道事業会計予算が上程・可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。また、当該入札の落札決定の効果は、令和8年4月1日（水）に令和8年度予算発効時において効力を生じ、契約の締結は同日とする。